

共同企業体(建設工事)の結成に係る要件の緩和について【お知らせ】

1 概 要

本市においては、「建設工事における共同企業体の代表者は、構成員中最も施工能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならない。」としており、これまで、「経営事項審査の総合評定値が構成員中最大であること」を代表者の要件としてきました。

このたび、入札参加機会の拡大を図るため、国土交通省の運用に準じて、下記のとおり、共同企業体の結成に係る要件を緩和することとしましたので、お知らせいたします。

2 変更内容

【現 状】

共同企業体の代表者は、「構成員中最も施工能力の大きい者」とする。

(具体例)

代表者 : ○○工事の総合評定値(P)が、「1,200点」

構成員 : ○○工事の総合評定値(P)が、「1,100点」

※構成員中最大でなければならない。



【変更後】

共同企業体の代表者は、「円滑な共同施工を確保するため中心的役割を担う必要があるとの観点から、施工能力の大きい者」とする。

(具体例)

代表者 : ○○工事の総合評定値(P)が、「1,100点」

構成員 : ○○工事の総合評定値(P)が、「1,200点」

※構成員中最大でなくてもよい。

※ただし、「格付のある工種において、等級の異なる者の組合せにおいては、代表者は、最上位の等級の者」とする。

(具体例)

代表者 : ○○工事の格付が、「Aランク」

構成員 : ○○工事の格付が、「Bランク」

※代表者の格付が上位でなければならない。逆は不可。

3 施行期日

令和7年6月1日

※同日以降に公告を行う工事から適用する。

(問合せ先)

北九州市技術監理局 契約制度課
電話 : 093-582-2545